

証券コード 7610
平成24年5月7日

株 主 各 位

岡 山 市 北 区 今 村 6 5 0 番 1 1 1
(東京本部:東京都品川区西五反田七丁目1番1号
住友五反田ビル5階)

株式会社テイツー

代表取締役社長 堀 久 志

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年5月24日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご返送のほどお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年5月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 5階 瑞雲の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第22期（平成23年3月1日から平成24年2月29日まで）事業報告、計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第5号議案 | 大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件 |
| 第6号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第7号議案 | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tay2.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成23年3月1日から  
平成24年2月29日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、東日本大震災によるサプライチェーンの停滞や電力不足といった供給制約からは徐々に回復しているものの、ヨーロッパ発の世界財政危機に伴う海外経済の減速など、先行きの不透明感が高まっております。当社が属する小売・サービス業におきましては、少子高齢化に伴う就業人口の減少が続くなど、依然として厳しい経営環境が続いております。

こうした経営環境の下、営業部門につきましては、古本市場蓮田店（埼玉県）及びブック・スクウェア菰野店（三重県）のレンタル売場を「TSUTAYA」としてリニューアルオープンするとともに、業績不振であった店舗の閉鎖及び既存の古本市場店舗の改装を集中して行うなど、店舗網強化及び利益確保体制の整備を図ってまいりました。新規出店に関しましては、収益性を重視する厳選出店を行い、古本市場加古川別府店（兵庫県）を出店しました。店舗運営の面では、引続きオペレーションの改善を行い、人件費等の固定費削減について一定の成果を収めることができました。

また、今後の成長性が期待されるEC部門に関しましては、当社が運営する「フルイチオンライン」の成長のみならず、モバイル市場や提携マーケットプレイスの戦略的な利用により売上を伸ばすことができました。なお、下期につきましてはシステム投資を行い、ユーザーインターフェースのみならずバックヤードシステムの改善を図ってまいりました。

間接部門につきましては、経営体制の刷新を行う中、間接部門の業務効率化を徹底し、利益貢献を図ってまいりました。新規事業に関しましては、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した「消費者参加型」のマーケティングを実施する新会社「TWO-BASE株式会社」を設立し、その活動の第1弾として「ペットサプリメント」市場に参入しました。また、「プリペイドカード事業」参入を本格的に検討するなど、来期以降の準備を着実に進めてまいりました。

しかしながら、個人消費低迷の影響で客数の維持が難しい状況が続いた影響等で、当事業年度の売上高は361億8千8百万円（前期比7.0%減）となりました。利益の面では、売上高の減少に加え、ECシステム開発や店舗改装の集中など、将来のための先行投資が重なったこともあり、営業利益は7億4千万円（前期比17.2%減）、経常利益は7億3千9百万円（前期比15.8%減）となりました。また、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う3億4千1百万円の特別損失を計上した影響等により、当期純損失は1千9百万円となりました。

また、平成23年9月12日を効力発生日として、当社のアイ・カフェ事業を、株式会社カジ・コーポレーションに譲渡いたしました。これにより、キャッシュ・フローの改善を実現するとともに、既存政策の抜本的な見直しを図り、経営資源の選択と集中を図ることができました。

#### 事業別売上高

| 事業別／期別                     |                  |            |            | 第 22 期<br>(当事業年度)<br>(平成24年 2 月期) |           | 増 減 率  |
|----------------------------|------------------|------------|------------|-----------------------------------|-----------|--------|
|                            |                  |            |            | 金額                                | 構成比       |        |
| リ<br>サ<br>イ<br>ク<br>ル<br>品 | ゲ<br>C<br>D<br>そ | 本          | ム          | 千円<br>4,668,508                   | %<br>12.9 | %<br>— |
|                            |                  | 一          | D          | 8,039,636                         | 22.2      | —      |
|                            |                  |            | D          | 754,004                           | 2.1       | —      |
|                            |                  | V          | D          | 979,016                           | 2.7       | —      |
|                            |                  | の          | 他          | 8,259                             | 0.0       | —      |
|                            | 計                |            | 14,449,424 | 39.9                              | —         |        |
|                            | 新<br>品           | 本          | ム          | 640,936                           | 1.8       | —      |
|                            |                  | ゲ          | D          | 17,814,603                        | 49.1      | —      |
|                            |                  | C          | D          | 850,486                           | 2.4       | —      |
|                            |                  | V          | D          | 780,688                           | 2.2       | —      |
| の                          |                  | 他          | 68,011     | 0.2                               | —         |        |
| 計                          |                  | 20,154,726 | 55.7       | —                                 |           |        |
| レ<br>業<br>そ                | ン                | タ          | ル          | 168,182                           | 0.4       | —      |
|                            | 務                | 提          | 携          | 21,944                            | 0.1       | —      |
|                            | の                | 他          | 519,403    | 1.5                               | —         |        |
| マルチパッケージ販売事業               |                  |            |            | 35,313,682                        | 97.6      | —      |
| その他の                       |                  |            |            | 874,539                           | 2.4       | —      |
| 合 計                        |                  |            |            | 36,188,221                        | 100.0     | —      |

(注)当社は第21期まで連結ベースで記載していたため、前事業年度との比較は行っておりません。

#### ② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は3億8千9百万円であり、主として新規出店・店舗改装に伴う設備投資、システム投資であります。

#### ③ 資金調達の状況

当事業年度中に、当社の所要資金として、金融機関より長期借入金として17億円の調達を実施しました。

なお、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額12億円のコミットメントライン契約を締結しており、当事業年度末における借入実行残高は2億円であります。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
当社は、平成23年9月12日を効力発生日として、当社のアイ・カフェ事業部門を吸収分割し、株式会社カジ・コーポレーションに承継いたしました。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
平成23年8月に当社の100%出資の子会社であるTWO-BASE株式会社を、平成23年10月に当社の100%出資の子会社であるTAY TWO MARKETING, INC. を設立いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区分／期別                     | 第 19 期<br>(平成21年2月期) | 第 20 期<br>(平成22年2月期) | 第 21 期<br>(平成23年2月期) | 第 22 期<br>(当事業年度)<br>(平成24年2月期) |
|---------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                | 38,327,676           | 39,781,724           | 38,897,966           | 36,188,221                      |
| 経 常 利 益 (千円)              | 973,476              | 1,109,031            | 878,489              | 739,660                         |
| 当 期 純 利 益 (千円)            | 188,837              | 712,073              | 391,077              | △19,549                         |
| 1株当たり当期純利益<br>又は純損失(△)(円) | 375                  | 1,368                | 755                  | △37                             |
| 総 資 産 (千円)                | 9,978,967            | 11,217,442           | 11,257,624           | 12,220,114                      |
| 純 資 産 (千円)                | 4,645,648            | 5,299,142            | 5,519,128            | 5,366,339                       |
| 1株当たり純資産 (円)              | 9,216                | 10,167               | 10,604               | 10,349                          |
| 自 己 資 本 比 率 (%)           | 46.3                 | 47.0                 | 48.8                 | 43.9                            |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、新株予約権を控除した純資産額により算出しております。
3. 自己資本比率は、新株予約権を控除した純資産額により算出しております。
4. 第21期まで連結計算書類を作成しておりましたが、第22期より連結子会社がなくなったため、全て単体ベースで記載をしております。  
(当社グループにおける連結子会社インターピア㈱の位置付けを見直した結果、同社取締役就任しておりました当社取締役2名が、任期満了の平成23年3月29日をもって、同社取締役を退任いたしました。これにより、同社の財務及び事業の方針の決定を支配しないこととなるため、当事業年度(平成23年3月1日から平成24年2月29日まで)より、連結の範囲から除外しております。  
また、当事業年度に当社の100%出資の子会社であるTWO-BASE株式会社及びTAY TWO MARKETING, INC. を設立しておりますが、重要性が乏しいため連結決算を行っておりません。)

(ご参考) 前期までの連結ベースによる記載

| 区分／期別           | 第 19 期<br>(平成21年 2 月期) | 第 20 期<br>(平成22年 2 月期) | 第 21 期<br>(平成23年 2 月期) |
|-----------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 売 上 高 (千円)      | 41, 593, 528           | 41, 760, 544           | 39, 689, 677           |
| 経 常 利 益 (千円)    | 845, 146               | 1, 124, 994            | 870, 738               |
| 当 期 純 利 益 (千円)  | 138, 133               | 741, 344               | 387, 578               |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 274                    | 1, 450                 | 748                    |
| 総 資 産 (千円)      | 11, 326, 253           | 11, 335, 269           | 11, 323, 558           |
| 純 資 産 (千円)      | 4, 702, 561            | 5, 318, 894            | 5, 534, 614            |
| 1 株当たり純資産 (円)   | 9, 034                 | 10, 048                | 10, 478                |
| 自 己 資 本 比 率 (%) | 40. 0                  | 46. 0                  | 47. 9                  |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社は、中期的な成長戦略として「人材育成と生産性の向上」、「中核事業の再構築」、「新規事業・新規市場の創出」の3つの基本的な方向性を基軸としております。

企業の成長は人の成長という認識の下、社員の能力開発支援、教育研修プログラムの充実を図ると同時に、仕事の改善を意識する評価基準の導入やパート・アルバイトの能力向上と社員の適正な配置等により生産性向上を進めてまいります。

この人材育成を土台として、中核事業の再構築を行ってまいります。具体的には商材別、店舗別の損益管理レベルの向上を図ると同時に、従来の出店戦略を見直し、新たな収益モデルの開発を行ってまいります。加えて、EC売上高の拡大を目指すべく、販売システムと物流システムの改善を行います。

また、当社は中期的な成長のために新規事業、新規市場の創出が不可欠であると認識しております。現在当社が運営している業態・商材と相乗効果を産み出せる新規事業の可能性を検討し、今後の当社の成長を実現してまいります。

店舗運営に関しましては、当社の強みであるリサイクル品の取扱いを強化し、買取・販売の強化、在庫水準の適正化を図ることにより利益率の向上を図ってまいります。また、各商材別の業界の動き及びトレンドの変化、お客様の動向を素早く店舗運営に反映し、売上及び利益の最大化を目指してまいります。加えて、顧客情報システムを最大限に活用し、顧客利便性

向上及び利益改善を図ってまいります。

また、フルイチオンラインサイトの知名度向上及び他のサイトとのアライアンスなどにより、フルイチオンラインサイトへのアクセス数を増加させることで、売上高の拡大を図るとともに、ECシステムをさらに向上させたシステムの整備を行い、他のECサイトとの差別化を図ってまいります。これらに加え、物流費用等を含めたコスト管理を徹底することにより、収益性の向上に努めてまいります。

なお、出店戦略に関しましては、収益性を最重視する厳選出店を行うと同時に、スクラップ&ビルド及び大型の店舗改装を進め、店舗競争力の強化を図ってまいります。更に、商材の組み合わせに変化をつけた店舗パッケージの開発等を通じて、より多くのお客様の満足を追求してまいります。

#### (5) 主要な事業内容（平成24年 2 月29日現在）

店頭及びインターネットでの古本の買取・販売及び新刊本の販売、メディア商品（家庭用テレビゲーム機及びゲームソフト、CD、DVD等）のリサイクル品の買取・販売及び新品の販売、その他雑貨の販売並びにフランチャイズ加盟店の募集及び加盟店のサポート、CD、DVD等のレンタル、コンビニエンスストアの経営

#### (6) 主要な事業所（平成24年 2 月29日現在）

##### ① 本社・本部

|                 |      |          |
|-----------------|------|----------|
| 株 式 会 社 テ イ ッ ー | 本社   | 岡山県岡山市北区 |
|                 | 東京本部 | 東京都品川区   |

##### ② 店舗の状況

|                       | 第21期末 | 出店 | 退店 | 事業売却 | 業態変更 | 第22期末<br>(当期末) | 増減  |
|-----------------------|-------|----|----|------|------|----------------|-----|
|                       | 店     | 店  | 店  | 店    | 店    | 店              | 店   |
| 古本市場 直営店舗             | 102   | 1  | △2 | －    | △1   | 100            | △2  |
| 古本市場<br>業務提携・FC店舗     | 13    | －  | △4 | －    | 1    | 10             | △3  |
| ブック・スクウェア<br>直営店舗     | 4     | －  | △1 | －    | －    | 3              | △1  |
| Family Mart<br>当社直営店舗 | 2     | －  | －  | －    | －    | 2              | 0   |
| アイ・カフェ 直営店舗           | 16    | －  | △2 | △14  | －    | 0              | △16 |
| アイ・カフェ FC店舗           | 14    | －  | －  | △14  | －    | 0              | △14 |
| 合 計                   | 151   | 1  | △9 | △28  | 0    | 115            | △36 |



(7) 使用人の状況（平成24年 2 月29日現在）

| 使 用 人 数  | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢   | 平 均 勤 続 年 数 |
|----------|-------------|-----------|-------------|
| 名<br>400 | 名<br>△50    | 歳<br>33.3 | 年<br>6.6    |

（注） 1．使用人数には、派遣社員18名、パートタイマー・アルバイト583名（1日8時間換算による月平均人数）は含めておりません。

2．使用人数が前期末と比べて50名減少しておりますが、その主な理由は、平成23年9月12日を効力発生日として、アイ・カフェ事業を吸収分割し、株式会社カジ・コーポレーションに承継したためであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成24年 2 月29日現在）

| 借 入 先                     | 借 入 金 残 高   |
|---------------------------|-------------|
| 株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行       | 1,052,464千円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 1,032,549   |
| 株 式 会 社 中 国 銀 行           | 696,645     |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 531,467     |
| 株 式 会 社 ト マ ト 銀 行         | 209,650     |
| 株 式 会 社 新 生 銀 行           | 200,000     |
| 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社       | 64,360      |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の現況（平成24年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 517,748株（自己株式33,652株を除く）
- (3) 当事業年度末の株主数 5,790名
- (4) 上位10名の株主

| 株 主 名                 | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-----------------------|----------|---------|
| 株式会社ワイ・エイ・ケイ・コーポレーション | 110,637株 | 21.3%   |
| カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 | 77,601株  | 14.9%   |
| 株式会社山陰合同銀行            | 21,000株  | 4.0%    |
| テイツー従業員持株会            | 18,363株  | 3.5%    |
| 株式会社中国銀行              | 11,000株  | 2.1%    |
| 株式会社みずほ銀行             | 10,000株  | 1.9%    |
| 東京海上日動火災保険株式会社        | 10,000株  | 1.9%    |
| 大 橋 康 宏               | 8,173株   | 1.5%    |
| 株式会社トマト銀行             | 8,000株   | 1.5%    |
| 株式会社アイシーピー            | 7,300株   | 1.4%    |

- (注) 1. 当社は自己株式(33,652株)を保有しておりますが、上位10名の株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。



### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成24年2月29日現在）

| 回次                          |                   | 第 7 回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 第 8 回新株予約権                                               |
|-----------------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 株主総会決議日                     |                   | 平成20年 5 月27日                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 平成23年 5 月25日                                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類            |                   | 普通株式                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 普通株式                                                     |
| 新株予約権の数                     |                   | 2, 470個                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 4, 000個                                                  |
| 新株予約権の目的となる株式の数             |                   | 2, 470株<br>(新株予約権1個につき 1 株)                                                                                                                                                                                                                                                                      | 4, 000株<br>(新株予約権 1 個につき 1 株)                            |
| 新株予約権の払込金額                  |                   | 無償                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 無償                                                       |
| 回次                          |                   | 第 7 回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 第 8 回新株予約権                                               |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額      |                   | 1 個当たり<br>7, 898円<br>( 1 株当たり 7, 898円)                                                                                                                                                                                                                                                           | 1 個当たり<br>5, 228円<br>( 1 株当たり 5, 228円)                   |
| 権利行使期間                      |                   | 平成22年 6 月 1 日から<br>平成24年 5 月31日まで                                                                                                                                                                                                                                                                | 平成25年 6 月 1 日から<br>平成27年 5 月31日まで                        |
| 行使の条件                       |                   | 対象者は、新株予約権の行使時において当社並びに当社グループ会社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。<br>対象者は、割当を受けた新株予約権の質入れその他の処分及び相続をすることができない。<br>その他の条件については、第 7 回新株予約権については平成20年 5 月27日開催の第18期定時株主総会及び新株予約権発行に係る取締役会の決議に基づき、第 8 回新株予約権については平成23年 5 月25日開催の第21期定時株主総会及び新株予約権発行に係る取締役会の決議に基づき、当社と対象者の間で締結した新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。 |                                                          |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | ・新株予約権の数： 1, 800個<br>・目的となる株式数：<br>1, 800株<br>・保有者数： 3 人                                                                                                                                                                                                                                         | ・新株予約権の数： 3, 900個<br>・目的となる株式数：<br>3, 900株<br>・保有者数： 4 人 |
|                             | 社外取締役             | ・新株予約権の数： —<br>・目的となる株式数：<br>—<br>・保有者数： —                                                                                                                                                                                                                                                       | ・新株予約権の数： 100個<br>・目的となる株式数：<br>100株<br>・保有者数： 1 人       |
|                             | 監査役<br>(社外監査役を除く) | ・新株予約権の数： 70個<br>・目的となる株式数：<br>70株<br>・保有者数： 1 人                                                                                                                                                                                                                                                 | ・新株予約権の数： —<br>・目的となる株式数：<br>—<br>・保有者数： —               |
|                             | 社外監査役             | ・新株予約権の数： 600個<br>・目的となる株式数：<br>600株<br>・保有者数： 2 人                                                                                                                                                                                                                                               | ・新株予約権の数： —<br>・目的となる株式数：<br>—<br>・保有者数： —               |

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

| 回次               | 第8回新株予約権                 |
|------------------|--------------------------|
| 株主総会決議日          | 平成23年5月25日               |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式                     |
| 新株予約権の数          | 6,000個                   |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 6,000株<br>(新株予約権1個につき1株) |
| 新株予約権の払込金額       | 無償                       |

| 回次                     | 第8回新株予約権                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1個当たり<br>5,228円<br>(1株当たり5,228円)                                                                                                                                                                                |
| 権利行使期間                 | 平成25年6月1日から<br>平成27年5月31日まで                                                                                                                                                                                     |
| 行使の条件                  | 対象者は、新株予約権の行使時において当社並びに当社グループ会社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。<br>対象者は、割当を受けた新株予約権の質入れその他の処分及び相続をすることができない。<br>その他の条件については、平成23年5月25日開催の第21期定時株主総会及び新株予約権発行に係る取締役会の決議に基づき、当社と対象者の間で締結した新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。 |

|              | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 交付者数 |
|--------------|---------|-----------|------|
| 当社使用人        | 6,000個  | 6,000株    | 169人 |
| 子会社の役員および使用人 | —       | —         | —    |

(3) その他の新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成24年2月29日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                               |
|-----------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 堀 久 志   | 営業本部長兼商品企画部長                                                                                               |
| 取締役副社長    | 荒 井 薫   | 経営企画本部長兼経営企画部長<br>荒井公認会計士事務所所長<br>テンプホールディングス株式会社社外監査役<br>TWO-BASE株式会社代表取締役<br>TAY TWO MARKETING, INC. CEO |
| 取締役       | 関 本 慎 治 | チーフ・コンプライアンス・オフィサー兼<br>業務本部長兼総務部長兼情報システム部長                                                                 |
| 取締役       | 寺 田 勝 宏 | 営業本部副本部長兼店舗運営部長                                                                                            |
| 取締役       | 高 橋 誉 則 | ネットオフ株式会社社外取締役<br>カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社<br>TSUTAYA事業本部MD・販促部リサイクル・GAMEユニット長                                |
| 取締役       | 大 谷 真 樹 | 八戸大学・八戸短期大学総合研究所所長                                                                                         |
| 常 勤 監 査 役 | 武 田 由 隆 | インターピア株式会社監査役                                                                                              |
| 監 査 役     | 西 川 豊   |                                                                                                            |
| 監 査 役     | 北 村 清 人 |                                                                                                            |
| 監 査 役     | 平 田 修   | 株式会社平田企業会計代表取締役<br>株式会社前原会計税務企画部長                                                                          |

- (注) 1. 取締役高橋誉則及び大谷真樹の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役武田由隆、西川豊及び平田修の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役平田修氏は、株式会社前原会計の税務企画部長であり、長年にわたり企業の会計・税務の指導を行っており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役大谷真樹氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 平成23年12月21日をもって取締役大橋康宏氏は辞任により退任いたしました。
6. 平成23年5月25日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって、取締役片山靖浩氏は辞任により退任いたしました。
7. 平成23年5月25日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって、取締役安田育生及び吉田就彦の各氏は、任期満了により退任いたしました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員   | 支 給 額         |
|--------------------|-----------|---------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 9名<br>(3) | 129百万円<br>(7) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(3)  | 27<br>(21)    |
| 合 計                | 13        | 157           |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成12年5月25日開催の第10期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
また、上記の報酬限度額とは別枠で、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額として第7回新株予約権について平成20年5月27日開催の第18期定時株主総会にて年額11百万円以内、第8回新株予約権について平成23年5月25日開催の第21期定時株主総会にて年額3百万円以内を決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成12年5月25日開催の第10期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。  
また、上記の報酬限度額とは別枠で、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額として第7回新株予約権について平成20年5月27日開催の第18期定時株主総会にて年額150万円以内を決議いただいております。
4. 支給額には、当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した25百万円(取締役23百万円(うち社外取締役45万円)、監査役2百万円(うち社外監査役169万円))を含んでおります。
5. 支給額には、当事業年度のストックオプションによる報酬額として費用処理した49万円(取締役49万円(うち社外取締役1万円))を含んでおります。
6. 上記には、平成23年5月25日の第21期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(社外取締役2名)及び平成23年12月21日をもって辞任により退任した取締役1名(社外取締役0名)を含んでおります。
7. 上記のほか、平成23年5月25日開催の第21期定時株主総会決議に基づき役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。  
退任取締役 3名 18百万円(うち社外取締役2名 90万円)

## (3) 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役高橋誉則氏は、ネットオフ株式会社社外取締役並びにカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社TSUTAYA事業本部MD・販促部リサイクル・GAMEユニット長を兼務しております。なお、当社は当該会社との間には特別の関係はありません。
  - ・ 取締役大谷真樹氏は、八戸大学・八戸短期大学総合研究所所長を兼務しております。なお、当社は当該研究所との間には特別の関係はありません。
  - ・ 監査役武田由隆氏は、インターピア株式会社の社外監査役を兼務しております。
  - ・ 監査役平田修氏は、株式会社平田企業会計の代表取締役を兼務しております。なお、当社は当該会社との間には特別の関係はありません。

- ・監査役平田修氏は、株式会社前原会計の税務企画部長を兼務しております。なお、当社は当該会社との間には特別の関係はありません。
- ロ. 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会及び監査役会への出席状況

|           | 取締役会（20回開催） |       | 監査役会（16回開催） |        |
|-----------|-------------|-------|-------------|--------|
|           | 出席回数        | 出席率   | 出席回数        | 出席率    |
| 取締役高橋 誉 則 | 12回         | 85.7% | —           | —      |
| 取締役大谷 真 樹 | 12          | 85.7  | —           | —      |
| 監査役武田 由 隆 | 20          | 100.0 | 16回         | 100.0% |
| 監査役西川 豊   | 19          | 95.0  | 15          | 93.8   |
| 監査役平田 修   | 20          | 100.0 | 16          | 100.0  |

（注） 1. 取締役高橋誉則、大谷真樹の各氏は、平成23年5月25日開催の第21期定時株主総会において選任されたため、開催回数が他の取締役と異なります。なお、就任後の取締役会の開催回数は14回であります。

2. 当社と取締役高橋誉則氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は10百万円または下記（1）及び（2）の金額の合計に2を乗じた額に下記（3）の金額を加えた額のいずれか高い額としております。

- （1）在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額
- （2）受け取った退職慰労金の額及び退職慰労金の性質を有する財産上の利益の額の合計額を、社外取締役に就いていた年数で除して得た額
- （3）①新株予約権を引き受けた場合における当該新株予約権（以下、この新株予約権を「有利発行決議に基づく新株予約権」という。）で、職務執行の対価として受けたものを除いたもの（以下「非報酬新株予約権」という。）を社外取締役就任後に行使した場合にあっては、当該非報酬新株予約権の行使時における当社の株式の1株当たりの時価から当該非報酬新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその払込金額の合計額の当該非報酬新株予約権の目的である株式1株当たりの額を減じて得た額に、当該非報酬新株予約権の行使により交付を受けた当社の株式の数を乗じて得た額  
 ②社外取締役就任後に、当該非報酬新株予約権を譲渡した場合にあっては、当該非報酬新株予約権の譲渡価額からその払込金額を減じて得た額に、譲渡した当該非報酬新株予約権の数を乗じた額

- ・取締役会における社外役員の発言状況

取締役高橋誉則氏は、当事業年度開催の取締役会に出席し、経営監督並びにメディアパッケージ商品及びコンテンツ流通分野における豊富な経験と高い見識に基づいて、適切な助言・提言・意見の表明を適宜行っております。

取締役大谷真樹氏は、当事業年度開催の取締役会に出席し、IT関連産業及び起業の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づいて、適切な助言・提言・意見の表明を適宜行っております。

監査役武田由隆氏、監査役西川豊氏及び監査役平田修氏は、当事業年度開催の取締役会に出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための、適切な助言・提言・意見の表明を適宜行っております。

・監査役会における社外監査役の発言状況

監査役武田由隆氏、監査役西川豊氏及び監査役平田修氏は、当事業年度開催の監査役会に出席し、議案審議及び監査に関する重要事項の協議等に必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称 三優監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、平成23年5月25日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                              | 支 払 額 |
|------------------------------|-------|
| 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 | 30百万円 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額     | 30    |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の監査業務の報酬金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。



## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、この決定に基づく体制の構築と運用の状況については、定期的にチェックを行うとともに、その結果を踏まえて決定自体の変更を検討し、更なる改善に努めております。

**「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」**

**「使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」**

- ① 代表取締役社長はコンプライアンスについて、繰返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。また、行動規範を基に法令遵守の周知徹底を図っている。
- ② コンプライアンスの責任者であるチーフ・コンプライアンス・オフィサーを選定するとともに、各本部にコンプライアンス責任者を任命する。各本部のコンプライアンス責任者は各本部における関連法令等の遵守状況のチェックを定期的に行う。なお、上位組織に本部が存在しない場合は、部を管掌する取締役をコンプライアンス責任者とする。
- ③ チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、日頃から監査役と連携の上、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無の調査に努める。
- ④ 役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合には、上長、社内関連部署に報告するとともに直接チーフ・コンプライアンス・オフィサーに報告するものとする。報告・相談を受けたチーフ・コンプライアンス・オフィサーは内容を調査し、従業員の法令・定款違反行為については、人事担当部門長に賞罰委員会への処分答申を指示し、役員の法令・定款違反については、取締役会に具体的な処分を答申する。

また、「コンプライアンス・ホットライン規程」を制定し、業務上の指揮命令系統とは独立別個の通報・相談機能を設けることにより、迅速かつ効果的に不正行為等の防止又は早期発見と是正対応を行い、コンプライアンスの強化を目指す。

- ⑤ 取締役会の職務執行の適法性を確保するための強力な牽制機能を期待し、取締役会に当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在任するようにする。

**「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」**

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、取締役会及び監査役会の承認する文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁情報により電磁的に記録し、保存する。取締役及び監査役は文書管理規程



により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

リスク対応マニュアル及び緊急連絡体制により、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、全社のリスク管理体制を明確化するとともに、内部監査部門が各部署のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に取り締役会に報告する。その上で、重大なリスクや不備に対しては、取締役会の責任において速やかに是正措置を命じ、再発防止に努める。

また、情報システム業務管理規程、情報システム開発及び変更管理規程、情報システム運用管理規程、情報セキュリティ管理規程を定め、情報資産を守るための方針及び行動規範を明確化する。

#### 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

効率的な運営体制を確保するため、「職務分掌・権限規程」により、各部門の業務執行に必要な職務の範囲及び権限と責任を明確にするとともに、「取締役会規程」及び「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にする。また、各部門において期初の各部業務基本方針に基づく目標の周知を行わせ、その達成度合を継続的に監督する。

#### 「株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制」

当社のセグメント別の事業ごとに、それぞれの責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制を構築する権限と責任を与え、チーフ・コンプライアンス・オフィサーはこれらを横断的に推進し、管理する。

また、当社子会社においては、当社内部監査部門の定期的監査を受入れ、その報告を受けるとともに、チーフ・コンプライアンス・オフィサーと定期的に情報交換を行い、コンプライアンス上の課題、問題把握に努める。

#### 「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」

監査役の職務を補助する組織を、総務部とし、総務部員の中から補助者を任命する。また、監査役が必要ありとして求めた場合、監査役又は監査役会は直接監査役の職務を補助する者を雇用又は契約できることとする。

#### 「前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項」

補助者の人事異動については監査役会の意見を尊重するものとする。

#### 「取締役及び使用人が監査役(又は監査役会)に報告をするための体制その他の監査役(又は監査役会)への報告に関する体制」

取締役及び使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。

- ① 当社に関する重要事項
- ② 会社に着しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ③ 法令・定款違反事項
- ④ 毎月の経営状況として重要な事項
- ⑤ 内部監査部による監査結果

- ⑥ 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

また、監査役は取締役会をはじめ当社の事業運営において重要な議事事項の含まれる会議に積極的に出席して報告を受ける体制を確保する。

**「その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」**

監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。業務監査面においては、常勤監査役は、稟議規程における代表取締役社長決裁案件に対して、決裁以前に内容を確認し、適宜意見を述べる事が可能な体制とする。

**「反社会的勢力排除に向けた体制」**

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の活動を助長する一切の関係を拒絶するとともに、総務部を対応部門として、所轄警察署、顧問弁護士、外部顧問等との協調関係を強めていく。

**「財務報告の適正性を確保するための体制」**

財務報告の適正性を確保するために、代表取締役社長の指示のもとに、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な見直しを行っている。

## **7. 会社の支配に関する基本方針**

### **(1) 財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針 内容の概要**

当社は、現在の社会生活がグローバルな変化と無関係ではいられないことから、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売を行う古本市場店舗の運営等を通じて経済活動をともにするすべてのステークホルダーの利益に最大限の配慮を行い、すべてのステークホルダーに満足していただくことが最も重要であると考えております。このような当社の経営理念の実践を前提として、当社は、資本調達を通じてリスクをご負担いただく株主の皆様が、原則として当社の主権者であると認識しており、株主主権が企業価値（株主価値）と株主共同の利益の確保と向上に資する条件整備、すなわち株主の皆様と経営陣の情報共有に最大限の努力を行う必要があると考えております。

**(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要**

当社は、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売を行う「古本市場」を中心とするリアル店舗、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売をインターネットを通じて行うEC部門等を営んでおり、「ご家族で楽しめる廉価な娯楽の提供」を通じての事業運営を行っております。

当社では、この複合化やリサイクルのノウハウ・システム・人材・取引先との信頼関係を基盤とした事業展開を図ることによって、集客力・競争力を高め、お客様に価値を提供し続け、企業価値の向上を図るとともに地球環境保全という観点だけでなく書籍・映像・音楽・ゲームという分野で文化の一翼を担う社会的使命を果たしてまいりたいと考えております。

このように、当社の事業においては、顧客、従業員、取引先、株主、フランチャイジーにとどまらず、社会的責任をもたらすものとして、地域社会との調和、環境への配慮、文化の伝達など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも重要であると考えております。

従いまして、当社の企業価値は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行うことによって確保・向上されるべきものと考えております。

**(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(買収防衛策について)の概要**

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として、その発動の要件を、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は②株主意思確認手続において大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られた場合に限定することといたしました。

(4) 当該取組みが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

①当該取組みが会社の支配に関する基本方針に沿うものであること及びその理由

当該取組みは、平成20年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会（平成20年5月27日開催）において決議されましたが、平成22年開催の定時株主総会終結時までで満了を迎えたため、承継・更新することとし、平成22年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会（平成22年5月26日開催）において議案として諮り、出席株主の皆様の過半数の賛成を得ております。また、その有効期間は、平成24年開催予定の定時株主総会終結時までとしております。そして、有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益確保又は向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を随時見直し、臨時株主総会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議によって本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものとしております。

したがって、当該取組みの継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会における株主の皆様の意思が反映され、株主の皆様が当社の主権者であるとの基本方針に沿うものであると考えております。

②当該取組みが株主共同の利益を損なうものではないこと及びその理由

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、当該ルールの導入時点で新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、当該時点において株主の皆様及び投資家の権利や利益に影響を及ぼすものではありません。

したがって、大規模買付ルールは、当社の株主の皆様をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えております。

また、大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の皆様の法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

③当該取組みが会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当該取組みにおいては、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。また、当該取組みにおいては、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、当該取組みにおいては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成24年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,852,429	流 動 負 債	3,423,926
現 金 及 び 預 金	2,612,008	買 掛 金	893,921
売 掛 金	300,329	短 期 借 入 金	750,000
商 品	3,907,897	1年内返済予定長期借入金	781,859
貯 蔵 品	23,269	リ ー ス 債 務	167,599
前 払 費 用	203,137	未 払 金	326,835
有 価 証 券	300,000	未 払 消 費 税 等	22,850
繰 延 税 金 資 産	213,855	未 払 費 用	130,160
未 収 入 金	55,887	預 り 金	11,136
未 収 法 人 税 等	130,673	賞 与 引 当 金	68,148
そ の 他	105,370	ポ イ ン ト 引 当 金	256,888
固 定 資 産	4,367,684	設 備 未 払 金	5,306
有 形 固 定 資 産	1,558,081	資 産 除 去 債 務	1,170
建 物	758,724	そ の 他	8,049
構 築 物	94,598	固 定 負 債	3,429,848
車 両 運 搬 具	61	長 期 借 入 金	2,255,276
器 具 及 び 備 品	124,613	リ ー ス 債 務	255,982
土 地	242,279	退 職 給 付 引 当 金	255,909
リ ー ス 資 産	331,799	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	177,245
そ の 他	6,004	資 産 除 去 債 務	406,743
無 形 固 定 資 産	284,246	そ の 他	78,691
ソ フ ト ウ ェ ア	284,246	負 債 合 計	6,853,774
そ の 他	0	(純 資 産 の 部)	
投 資 其 他 の 資 産	2,525,356	株 主 資 本	5,359,570
投 資 有 価 証 券	67,366	資 本 金	1,165,507
関 係 会 社 株 式	169,868	資 本 剰 余 金	1,119,796
長 期 貸 付 金	244,553	資 本 準 備 金	1,119,796
長 期 前 払 費 用	81,316	利 益 剰 余 金	3,323,466
繰 延 税 金 資 産	699,190	利 益 準 備 金	16,117
差 入 保 証 金	1,262,971	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,307,348
そ の 他	90	別 途 積 立 金	3,240,000
資 産 合 計	12,220,114	繰 越 利 益 剰 余 金	67,348
		自 己 株 式	△249,199
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△931
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△931
		新 株 予 約 権	7,700
		純 資 産 合 計	5,366,339
		負 債 純 資 産 合 計	12,220,114

損 益 計 算 書

(平成23年 3 月 1 日から
平成24年 2 月29日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		36,188,221
売 上 原 価	益		26,640,901
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	益		9,547,319
営 業 外 収 益	益		8,806,932
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金		5,240	
受 取 賃 貸 料		40,536	
補 助 金 収 入		17,885	
そ の 他		18,704	82,366
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		40,286	
不 動 産 賃 貸 費 用		34,307	
投 資 事 業 組 合 運 用 損 失		5,761	
そ の 他		2,737	83,092
経 常 利 益			739,660
特 別 利 益			
新 株 予 約 権 戻 入 益		22,168	
保 険 解 約 返 戻 金		4,444	
投 資 有 価 証 券 売 却 益		1,999	28,613
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損 失		7,663	
減 損 損 失		117,003	
投 資 有 価 証 券 売 却 損 失		15,503	
店 舗 閉 鎖 損 失		61,297	
ア イ ・ カ フ ェ 事 業 譲 渡 損 失		102,199	
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額		341,509	
そ の 他		1,925	647,102
税 引 前 当 期 純 利 益			121,171
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		49,081	
法 人 税 等 調 整 額		91,639	140,720
当 期 純 損 失			19,549

株主資本等変動計算書

(平成23年3月1日から
平成24年2月29日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
平成23年 2 月28日残高	1, 165, 507	1, 119, 796	16, 117	2, 940, 000	500, 802	△249, 199	5, 493, 024
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△113, 904	-	△113, 904
別途積立金の積立	-	-	-	300, 000	△300, 000	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-	-	△19, 549	-	△19, 549
株 主 資 本 以 外 の 項目の事業年度中の変動額 (純 額)	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	300, 000	△433, 453	-	△133, 453
平成24年 2 月29日残高	1, 165, 507	1, 119, 796	16, 117	3, 240, 000	67, 348	△249, 199	5, 359, 570

	評価・換 算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金		
平成23年2月28日残高	△2,394	28,498	5,519,128
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当	-	-	△113,904
別途積立金の積立	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	△19,549
株 主 資 本 以 外 の 項目の事業年度中の変動額 (純 額)	1,462	△20,797	△19,334
事業年度中の変動額合計	1,462	△20,797	△152,788
平成24年2月29日残高	△931	7,700	5,366,339

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

(3) たな卸資産

① 商品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～20年

構築物 10～20年

器具及び備品 5～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) ポイント引当金

将来のポイントサービスの利用による売上値引に備えるため、過去の使用実績に基づき将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。また、過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）により発生時から費用処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に充てるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益は24,720千円減少し、税引前当期純利益は366,230千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は490,782千円であります。

(2) レンタル用資産の費用処理方法等

従来、レンタル用資産につきましては、レンタル事業に供した時点でその全額を費用処理しておりましたが、当事業年度より、レンタル事業に供した時点から経済的使用価値を勘案し、映像系レンタル資産の未償却残高（帳簿価額）の総額に対して、会社独自の償却率（耐用年数24ヶ月）による定率法によって月次で償却する方法に変更しております。

この変更はカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社との業務提携に伴い、レンタル事業方針の見直しを実施したことにより、レンタル用資産の導入が今後大幅に増加する見込みであること、また、レンタル運営システムの導入を行い、レンタル用資産の適切な管理が可能となったことから、費用収益管理の一層の明確化を図るために行ったものであります。

この結果、従来の方策によった場合に比べ、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ6,004千円増加しております。

(3) 表示方法の変更

（貸借対照表）

前事業年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「預り金」は、当事業年度において区分掲記しております。なお、前事業年度末の「預り金」は14,590千円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,769,168千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
 - (1) 短期金銭債権 1,076千円
 - (2) 短期金銭債務 6,272千円
 - (3) 長期金銭債務 4,000千円
3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額及び貸越	4,500,000千円
コミットメントの総額	
借入実行残高	750,000千円
差引額	3,750,000千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高
 - 営業取引による取引高
 - 売上高 9,489千円
 - 仕入高 5,037千円
 - 販売費及び一般管理費 79,931千円
2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
関東圏	古本市場店舗6店舗	建物、構築物、器具及び備品、リース資産
中部圏	古本市場店舗1店舗	建物、器具及び備品、リース資産
近畿圏	古本市場店舗2店舗	建物、構築物、器具及び備品、リース資産
中国圏	古本市場店舗3店舗	建物、器具及び備品、リース資産
全 国	遊休資産	電話加入権

当社は、独立採算管理が可能である店舗又は事業所ごとに資産をグルーピングしております。なお、遊休資産については当該資産単独でグルーピングしております。

営業損益において減損の兆候がみられた店舗及び今後の使用見込みが乏しい遊休資産については、将来の回収可能性を勘案したうえで固定資産の帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失(117,003千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物47,121千円、構築物5,804千円、器具及び備品14,173千円、リース資産37,296千円、電話加入権12,601千円等であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額により評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

551,400株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

33,652株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年5月25日 定時株主総会	普通株式	56,952	110	平成23年2月28日	平成23年5月26日
平成23年10月11日 取締役会	普通株式	56,952	110	平成23年8月31日	平成23年11月7日
計	-	113,904	-	-	-

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成24年5月25日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案いたします。

① 配当金の総額 56,952千円

② 1株当たり配当額 110円

③ 基準日 平成24年2月29日

④ 効力発生日 平成24年5月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び総数

普通株式

6,670株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行からの借入等によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、主にクレジット会社等に対するものであり、信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主として金銭の信託及び株式であり、株式については市場価格の変動リスクや出資先の財政状態の悪化リスクに晒されております。

長期貸付金及び差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、主に1ヶ月以内の支払期日となっており、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

借入金及びリース債務は、金利の変動リスク及び資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権等について債権管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握とリスクの軽減を図っております。長期貸付金及び差入保証金については、賃貸借契約締結前に信用状況を調査・把握し、定期的にモニタリングを行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に実行できなくなるリスク）の管理

管理部門において適時に資金繰り計画を作成・更新し、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年2月29日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	2,612,008	2,612,008	—
②売掛金	300,329	300,329	—
③未収入金	55,887	55,887	—
④未収法人税等	130,673	130,673	—
⑤投資有価証券※1	333,904	333,904	—
⑥長期貸付金※2	299,016	314,824	15,808
⑦差入保証金	1,181,112	1,036,808	△144,303
⑧買掛金	(893,921)	(893,921)	—
⑨短期借入金	(750,000)	(750,000)	—
⑩未払金	(326,835)	(326,835)	—
⑪未払消費税等	(22,850)	(22,850)	—
⑫設備未払金	(5,306)	(5,306)	—
⑬リース債務※3	(423,581)	(427,835)	△4,253
⑭長期借入金※4	(3,037,135)	(3,032,770)	4,364

※1. 1年以内に回収予定の有価証券（金銭の信託）を含んでおります。

※2. 1年以内に入金予定の長期貸付金を含んでおります。

※3. 1年以内に返済予定のリース債務を含んでおります。

※4. 1年以内に返済予定の長期借入金を含んでおります。

※5. 負債で計上しているものについては、（ ）で表示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券取引に関する事項

①現金及び預金、②売掛金、③未収入金及び④未収法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤投資有価証券

これらの時価につきましては、株式は取引所の価格によっており、金銭の信託は取引金融機関等から提示された価格によっております。

⑥長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

⑦差入保証金

差入保証金の時価については、合理的に見積りをした差入保証金の返還予定時期に基づき、無リスクの利率で割引いた現在価値によっております。

⑧買掛金、⑨短期借入金、⑩未払金、⑪未払消費税等及び⑫設備未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑬リース債務及び⑭長期借入金

固定金利によるリース債務及び長期借入金につきましては、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引又は借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式 非上場株式	169,868千円
投資有価証券 非上場株式	33,461千円
差入保証金	81,859千円

これらについては市場価額がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑤投資有価証券」、「⑦差入保証金」とともに含めておりません。

(企業結合等に関する注記)

事業分離

1. 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含むその他の取引の概要に関する事項

- (1) 分離先企業の名称

株式会社カジ・コーポレーション

- (2) 分離した事業の内容

当社のアイ・カフェ事業

- (3) 事業分離を行った主な理由

当社は、新経営体制のもと既存政策の抜本的な見直しを図り、経営資源の選択と集中を推進することと、『アイ・カフェ』の益々の発展を目的として株式会社カジ・コーポレーションに当該事業部門を譲渡することといたしました。

- (4) 事業分離日

平成23年9月12日

- (5) 法的形式を含むその他の取引の概要に関する事項

当社を分割会社とし、株式会社カジ・コーポレーションを承継会社とする吸収分割

2. 実施した会計処理の概要

- (1) 移転損失の金額

102,199 千円

- (2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 30,736 千円

固定資産 606,452 千円

資産合計 637,189 千円

流動負債 9,426 千円

固定負債 89,563 千円

負債合計 98,990 千円

- (3) 会計処理

移転したアイ・カフェ事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財産の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

その他

4. 当事業年度に係る損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 777,839 千円

営業利益 73,572 千円

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費	414,461千円
賞与引当金	27,729千円
ポイント引当金	102,806千円
退職給付引当金	92,814千円
役員退職慰労引当金	67,982千円
資産除去債務	145,439千円
繰越欠損金	43,467千円
その他の	74,770千円
繰延税金資産小計	969,472千円
評価性引当額	△9,888千円
繰延税金資産合計	959,583千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	40,145千円
その他の	6,392千円
繰延税金負債合計	46,537千円
繰延税金資産の純額	913,045千円

繰延税金資産合計は貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	213,855千円
固定資産－繰延税金資産	699,190千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%
住民税均等割	40.5%
評価性引当の増減額	△17.9%
税率変更による影響	51.8%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	116.1%

3. 法定実効税率の変更

当事業年度から繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、40.4%から40.7%に変更しております。また、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税等の一部を改正する法律」（平成23年法律114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成25年3月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引き下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は40.4%から、平成25年3月1日に開始する事業年度から平成27年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成28年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%に変更しております。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は62,839千円減少し、法人税等調整額は62,770千円増加しております。

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△327,101千円
未認識過去勤務債務	8,967千円
未認識数理計算上の差異	62,225千円
退職給付引当金	<u>△255,909千円</u>

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	34,599千円
利息費用	5,776千円
過去勤務債務の費用処理額	1,026千円
数理計算上の差異の費用処理額	13,580千円
退職給付費用	<u>54,982千円</u>

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	1.0%
過去勤務債務の処理年数	10年
数理計算上の差異の処理年数	5年

(関連当事者に関する注記)

該当する事項はありません。

(資産除去債務に関する注記)

1. 資産除去債務の概要

店舗及び事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から20年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り（主に2.03%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	490,782千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	23,017千円
時の経過による調整額	8,753千円
資産除去債務の履行による減少額	41,034千円
事業譲渡による減少額	73,604千円
期末残高	407,914千円

(注) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	10,349円90銭
2. 1株当たり当期純損失	37円76銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当する事項はありません。

(持分法損益等に関する注記)

関連会社に対する投資の金額	162,920千円
持分法を適用した場合の投資の金額	114,431千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	19,761千円

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年 4 月11日

株 式 会 社 テ イ ツ ー

取 締 役 会 御 中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員

公認会計士 岩 田 亘 人 ⑩

業務執行社員

公認会計士 熊 谷 康 司 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テイツーの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載されているとおり、会社は当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年3月1日から平成24年 2 月29日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第 1 項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、取締役及び内部監査部門その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、更に、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び三優監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第 3 号イの基本方針及び第3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

更に、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第 3 号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年 4 月13日

株 式 会 社 テ イ ツ ー 監 査 役 会
常勤監査役（社外監査役）武 田 由 隆 ㊞
社 外 監 査 役 西 川 豊 ㊞
監 査 役 北 村 清 人 ㊞
社 外 監 査 役 平 田 修 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分に当たっては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実を勘案し、配当性向25%以上を目処として業績に応じた配当を安定的に実施することを基本方針としております。

この基本方針並びに当期の業績、今後の事業展開等を慎重に検討しました結果、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、内部留保金につきましては、業務の一層の効率化を図るためのシステム開発や、人材育成といった社内体制の充実など、経営基盤の確立に充当する予定であります。

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき110円といたしたいと存じます。この場合の配当総額は56,952,280円であります。

なお、当期の配当金につきましては、中間配当金1株につき110円と合わせまして、1株につき220円であります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年5月28日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、以下のとおり別途積立金を取り崩し繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

① 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 500,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条に事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 (商 号) 第1条 (省 略) (目 的) 第2条 当会社は、つぎの事業を営むことを目的とする。 (1) 古物売買並びにその受託販売 (2) 下記商品の企画、制作、販売、仲介、出版、輸出・輸入、レンタル、リース及びコンサルティング業務 書籍、雑誌及びそれに準ずる印刷物、文具、玩具、スポーツ用品、レコード、コンパクトディスク、ミュージックテープ、ビデオソフト、テレビゲーム機器、テレビゲームソフト、コンピュータ機器、コンピュータソフト、コンピュータ周辺機器、通信機器、事務機器、日用雑貨品、家庭用電気製品、インテリア用品、衣類、皮革製品、貴金属、食料品、化粧品、教育機器、自動販売機、店舗用什器備品、各種催物のチケット等 (3) 通信機器、衛星放送の受信機の販売及び受託販売並びに同加入申込代理業 (4) インターネット等を利用した通信販売、売買斡旋、及びオークションの開催 (5) インターネット等を利用した電子書籍、音楽、ゲーム、映像、教材及び情報等のコンテンツ配信の提供サービス (6) インターネット等を利用した情報提供及びその技術のコンサルティング業務 (7) コンピュータシステムの開発、設計、制作、販売、リース、賃貸及び管理 (8) コンピュータソフトウェア情報提供サービス及び情報処理サービス	第1章 総 則 (商 号) 第1条 (現行どおり) (目 的) 第2条 当会社は、つぎの事業を営むことを目的とする。 (1) 古物売買並びにその受託販売 (2) 下記商品の企画、制作、販売、仲介、出版、輸出・輸入、レンタル、リース及びコンサルティング業務 書籍、雑誌及びそれに準ずる印刷物、文具、玩具、スポーツ用品、レコード、コンパクトディスク、ミュージックテープ、ビデオソフト、テレビゲーム機器、テレビゲームソフト、コンピュータ機器、コンピュータソフト、コンピュータ周辺機器、通信機器、事務機器、日用雑貨品、家庭用電気製品、インテリア用品、衣類、皮革製品、貴金属、食料品、化粧品、教育機器、自動販売機、店舗用什器備品、各種催物のチケット等 (3) 通信機器、衛星放送の受信機の販売及び受託販売並びに同加入申込代理業 (4) インターネット等を利用した通信販売、売買斡旋、及びオークションの開催 (5) インターネット等を利用した電子書籍、音楽、ゲーム、映像、教材及び情報等のコンテンツ配信の提供サービス (6) インターネット等を利用した情報提供及びその技術のコンサルティング業務 (7) コンピュータシステムの開発、設計、制作、販売、リース、賃貸及び管理 (8) コンピュータソフトウェア情報提供サービス及び情報処理サービス

現行定款	変更案
(9) フランチャイズチェーンシステムによる加盟店募集及び加盟店の指導業務 (10) 遊技場経営 (11) コンビニエンスストアの経営 (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (12) 飲食店、喫茶店、宿泊施設、インターネットコミックカフェの経営 (13) 酵素風呂、岩盤浴場の経営 (14) エステティックサロンの経営 (15) ソフトウェアの開発及び販売 (16) 不動産の売買、賃貸借、管理 (17) 内装工事の企画、設計、施工 (18) レンタルスペースの経営 (19) イベントの企画及び広告業 (20) 店舗用什器・備品のリース業 (21) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権等の知的財産権の取得、利用、売買、管理並びにその代行、情報提供及びその技術のコンサルティング業務 (22) 前各号に付帯関連する一切の事業 第3条 } (省 略) 第30条	(9) フランチャイズチェーンシステムによる加盟店募集及び加盟店の指導業務 (10) 遊技場経営 (11) コンビニエンスストアの経営 (12) <u>プリペイドカード等の前払式証票及び情報記録磁気プリントカードの発行、売買並びに仲介</u> (13) <u>ペット向け食品等の企画、製造及び販売</u> (14) <u>健康食品及びペット向け食品等の輸入販売</u> (15) <u>情報商材の販売</u> (16) <u>通信システムによる情報の収集処理並びに販売に関する業務</u> (17) <u>飲食店、喫茶店、宿泊施設、インターネットコミックカフェの経営</u> (削 除) (18) <u>エステティックサロンの経営</u> (19) <u>ソフトウェアの開発及び販売</u> (20) <u>不動産の売買、賃貸借、管理</u> (21) <u>内装工事の企画、設計、施工</u> (22) <u>レンタルスペースの経営</u> (23) <u>イベントの企画及び広告業</u> (24) <u>店舗用什器・備品のリース業</u> (25) <u>特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権等の知的財産権の取得、利用、売買、管理並びにその代行、情報提供及びその技術のコンサルティング業務</u> (26) <u>前各号に付帯関連する一切の事業</u> 第3条 } (現行どおり) 第30条

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役寺田勝宏氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
てら だ かつ ひろ 寺 田 勝 宏 (昭和42年1月19日生)	平成2年4月 エイアイユーインシュアランスカンパニー入社	2,818株
	平成9年2月 当社入社	
	平成13年3月 当社店舗開発部長	
	平成13年8月 当社執行役員店舗開発部長	
	平成16年3月 当社執行役員事業開発カンパニーＣＯＯ兼サービスカンパニー店舗開発部長	
	平成18年5月 当社執行役員事業開発カンパニーＣＥＯ兼店舗開発部長兼施設開発部長	
	平成19年3月 当社執行役員古本市場カンパニーＣＯＯ兼店舗運営部長兼販売促進部長	
	平成20年3月 当社執行役員営業副本部長兼店舗運営部長兼販売促進部長	
	平成20年5月 当社取締役営業副本部長兼店舗運営部長兼販売促進部長	
	平成23年5月 当社取締役営業本部副本部長兼店舗運営部長	
	平成24年3月 当社取締役営業本部店舗運営部長（現任）	

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役平田修氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また監査役西川豊氏が、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	ひら た おさむ 平 田 修 (昭和40年2月27日生)	昭和61年5月 前原幸夫税理士事務所(現株式会社前原会計)入所 平成10年5月 当社監査役(現任) 平成14年1月 株式会社前原会計税務企画部長(現任) 平成18年6月 株式会社平田企業会計代表取締役(現任)	一株
2	※ なか やま やす あき 中 山 泰 章 (昭和43年1月18日生)	平成4年4月 日本生命保険相互会社入社 平成12年4月 司法修習生 平成13年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成17年4月 学校法人海城学園評議員 平成21年5月 同学園監事(現任) 平成24年1月 弁護士法人ベリーベスト法律事務所 パートナー(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 平田修氏、中山泰章氏は、社外監査役候補者であります。
4. 平田修氏を社外監査役候補者とした理由は、これまで培ってきたビジネス経験を当社監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。
5. 中山泰章氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。
同氏は弁護士として会社財務・法務に精通しており、経営に関する高い見識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 平田修氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって14年であります。

第5号議案 大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

平成22年5月26日開催の当社定時株主総会決議に基づき導入した、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「旧施策」といいます。）の有効期間は、本定時株主総会の終結の時をもって満了となります。当社は、旧施策の有効期間の満了を迎えるにあたり、旧施策導入後の実務の動向等さまざまな側面から検討をしてまいりました結果、旧施策の内容を承継し、更新することにしたしました（以下、更新の施策を「本施策」といいます。）。なお、本施策の導入につきましては、当社監査役4名（うち3名が社外監査役）の全員から、本総会における株主の皆様のご承認と本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として同意いただいております。

第1 本施策導入の目的について

1. 本施策の目的

当社は、当社に対し買収提案が行われた場合に、これを受入れるか否かの判断は、その時点における当社株主に委ねられるべきであると考えております。また当社は、その場合に当社株主が、十分な情報と相当な検討期間に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるようにすることが、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために必要であると考えております。

このような考え方のもと、本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買付、公開買付、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社の企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社の企業価値を確保し又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。また、大規模買付行為に関する対応策発動の是非を検討する際には、その時点における当社取締役会が自己の保身を図るなど、恣意的判断が入る余地のない適正な手続を取り、できるだけ株主意思を反映させるため、株主総会等を通じて発動の是非を検討することとしております。

ここに、特定株主グループとは、①当社株券等の保有者（注２）及びその共同保有者（注３）、又は②当社株券等の買付等（注４）を行う者及びその特別関係者（注５）をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記①の場合においては当該保有者の株券等保有割合（注６）をいい、特定株主グループが上記②の場合においては当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（注７）の合計をいいます。

（注１）金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

（注２）金融商品取引法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注３）金融商品取引法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注４）金融商品取引法第27条の２第１項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

（注５）金融商品取引法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

（注６）金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいい、当該保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。

（注７）金融商品取引法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。

2. 当社の企業価値の確保・向上のための取組み

(1) 当社の基本的な事業運営の考え方

当社は、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売をリアル店舗及びインターネットを通じて行っており、「ご家族で楽しめる廉価な娯楽の提供」を通じて事業運営を行っております。

当社は、書籍・ゲーム・CD・DVDという商材の複合化、新品とリサイクル品の複合化という様々な複合化を図ることで、お客様の様々なご要望にお応えする店舗づくりに努めております。また、リサイクル品につ

いては、買取・販売に適合する品質基準の設定、市場動向や在庫状況により常に変更を求められる商品ごとの価格設定、あるいは品揃え・在庫確保に固有のノウハウとシステムと人材が必要とされ、新品商品の人気アイテムについては、生産数量が限定されている場合が多く、メーカーや卸業者等の取引先との長年にわたる信頼関係の構築が不可欠な事業であります。

当社では、この事業に必要な固有の要件を満たすことにより、新品に比べ相対的に低価格でリサイクル品を提供し、お客様に価値を認めていただいております。当社事業の拡大はリサイクルを促進し、地球温暖化防止、CO₂排出抑制、地球環境保全に寄与するという側面をもち、社会的価値を有するものであり、今後ますますその重要性が増すものと考えております。

当社では、この複合化やリサイクルのノウハウ・システム・人材・取引先との信頼関係を基盤とした事業展開を図ることによって、集客力・競争力を高め、お客様に価値を提供し続け、企業価値の向上を図るとともに地球環境保全という観点だけでなく書籍・映像・音楽・ゲームという分野で文化の一翼を担う社会的使命を果たしてまいりたいと考えております。このことは、インターネットを通じてリアル店舗と同様の価値をお客様に提供するEC部門も全く同様であります。

このように、当社の事業においては、顧客、従業員、取引先、株主、フランチャイジーにとどまらず、社会的責任をもたらすものとして、地域社会との調和、環境への配慮、文化の伝達など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも重要であると考えております。

従いまして、当社の企業価値は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきたひとつの帰結として、既存事業とこれらの関連事業との有機的な運営によって確保・向上されるべきものと考えております。

(2) 行動指針

当社は、日常生活における廉価な娯楽を提供することを通じて顧客満足を目指した事業運営を行っております。

これを実現するために、「自律ある行動」のもと、

- ① Challenge：目標に向かって挑戦する。
- ② Chance：変化を機会と捉える。
- ③ Consider：最善の結果を出せるよう熟慮する。
- ④ Check：実行に移す前に仮説を立て検証する。
- ⑤ Circumstances：今おかれている環境を正確に把握する。
- ⑥ Causes：原因や動機を追究する。

から成る「テイツーの6C」を定め、当社の役員・従業員が事業活動のあらゆるプロセスにおいて常に心に留め、書籍・ゲーム・映像・音楽など各分野において顧客価値・顧客満足を創造し、文化の一翼を担うことで社会に貢献したいと考えております。

当社は、上述の考え方をもとに、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより、社会の発展に貢献することを目指しております。

(3) 経営計画

当社は、日常生活におけるエンタテインメント商品や快適な時間と空間の提供を通じて、お客様を満足させ、社会に貢献することを事業の目的としており、当社の中期経営目標として、営業キャッシュ・フロー（20億円）と売上高営業利益率の向上を定めております。

書籍・ゲーム・映像・音楽の分野で新品とリサイクル品の買取・販売を行う店舗の運営につきましては、現時点におきましてはキャッシュ・フローを生み出す当社の中核事業であります。市場の成熟化・競合の激化が進んでいる事業でもあり、ドミナントエリアにおける継続的な新規出店やスクラップ&ビルド、既存店の活性化などにより持続的安定成長を目指しております。また、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・映像・音楽の買取・販売をインターネットを通じて行うEC部門につきましては、リアル店舗のない地域のお客様にもリアル店舗と同様の商品やサービスを提供することができる古本市場事業を補完する事業で、今後成長を期待できる部門であり、店舗運営で培ったノウハウを活かして今後の当社の事業拡大を担う事業と位置づけております。

このような中期経営計画を着実に遂行することにより、企業価値の向上を図り、顧客・従業員・取引先・株主・フランチャイジー・地域社会の皆様を満足させることができるものと確信しております。

(4) 利益還元の考え方

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置づけ、企業価値の向上に努めております。利益還元につきましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実を勘案し、配当性向25%以上を目処として、業績に応じた配当を安定的に実施することを基本方針としております。

3. 本施策の必要性

大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主の皆様がこれを受入れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきものであります。大規模買付行為は、それが成就すれば当社の経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

にもかかわらず、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆様が、当該大規模買付行為により当社の企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、上述した当社の企業価値に関わる特殊事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者をして株主の皆様の判断に必要なかつ十分な情報を提供せしめること、更に、大規模買付者の提案する経営方針等が当社の企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様に提示することが、当社の取締役としての責務であると考えております。

更に、近時の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、当社の企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できない状況にあります。係る状況のもとにおいては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社の企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

そこで、当社は、係る見解を具体化する施策として、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）、並びに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社の企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件及び内容を予め設定するに至ったものであります。なお、大規模買付対抗措置の発動を検討する際には、取締役会による恣意的な判断を避け、会社と株主の皆様との間で十分にコミュニケーションを図ることが重要であるとの認識のもと、株主意思の反映にも最大限配慮しております。

なお、本施策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」や、株式会社大阪証券取引所の「企業行動規範に関する規則」第11条における遵守事項を充足している等、株主の皆様のために合理的に機能するような設計がなされております。

第2 本施策の内容について

1. 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記2.）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記3.）から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供（後記2.(1)）と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与（後記2.(2)）を要請しております。

本施策においては、次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として（後記3.(1)）、その発動の要件を、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は②株主意思確認手続において大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られた場合に限定することといたしました（後記3.(2)(3)）。

2. 大規模買付ルール

(1) 取締役会に対する情報提供

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ

十分な情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

本情報の具体的な内容は大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所又は本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社代表取締役は、係る意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。本情報の一般的項目は以下のとおりであります。

- ①大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3年の有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）
- ②大規模買付行為の目的及び具体的内容
- ③大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の株券等保有割合及び保有株券等の数
- ④大規模買付行為における当社株券等の取得価額の算定根拠、取得資金の裏付け、並びに資金調達の具体的内容及び条件
- ⑤大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社の経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、並びに役員候補者及びその略歴
- ⑥大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社の主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係
- ⑦大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社の役割
- ⑧当社の従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- ⑨現金以外の対価をもって大量買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
- ⑩大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点に

において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載又は記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓

大規模買付者が提出した本情報が不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、追加的に情報提供を求めることがあります。また、大規模買付者が提出した本情報は、株主の皆様の判断に必要なかつ適切と認められる範囲において、必要なかつ適切と認められる時点で、その全部又は一部を開示いたします。

(2) 取締役会における検討及び評価

次に、大規模買付者には、意向表明書による当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日から本項に定める一定期間（以下「評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討及び評価、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主の皆様に対する代替的提案の作成及び提示等を行う機会を与えていただくためであります。

評価期間は、原則として、90日といたします。（以下「当初評価期間」といいます。）ただし、当社取締役会が、当初評価期間の満了までに、大規模買付対抗措置を発動するか否かにつき、株主意思確認手続に付する旨を決定し、これを大規模買付者に通知した場合は、評価期間は、当該株主意思確認手続の終了する日まで延期されるものといたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家の助言を受けながら、提供された本情報の検討及び評価を行い、当該大規模買付行為又は当該大規模買付者の提案に係る経営方針等についての当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめます。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主の皆様に対し、当社の経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

3. 大規模買付対抗措置

(1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記(2)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件を満たす場合は、当社取締役会は、新株予約権の発行、会社法そ

の他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものといたします。

具体的な大規模買付対抗措置として株主の皆様に対する無償割当の方法によって新株予約権を発行する場合の募集事項の概要は、別紙に定めるとおりといたします。この新株予約権には、当該大規模買付行為に係る特定株主グループに属さないことなどの行使条件を付する場合があります。なお、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

(2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものといたします。

①大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、又はその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会の評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものといたします。

②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、取締役会が後記(3)②の株主意思確認手続に付することが相当であると判断し、当該手続において、大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られたときは、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものといたします。

(3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、次の各号に定める手続を経るものといたします。

①監査役の賛同

当社取締役会は、前記(2)の①の要件に該当するとの判断、及び後記②の株主意思確認手続に付するとの判断、並びに最終的な具体的な大規模買付対抗措置の発動の決議にあたっては、必要に応じて外部専門家の助言も受けつつ、当社社外監査役を含む監査役全員の賛同を得るものとい

たします。

②株主意思確認手続

当社取締役会が、前記(2)①の要件に該当しないにもかかわらず、大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、本項に定める大規模買付対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認する手続（以下「株主意思確認手続」といいます。）において、総株主の投票権の3分の1以上を有する株主が投票を行い、その投票権の過半数の賛同を得るものとしたします。

当社取締役会は、大規模買付者が意向表明書による当社取締役会に対する情報提供を完了した後、株主意思確認手続に付する可能性があると判断するときは、予め、株主意思確認手続において投票権を行使しうる株主を確定するための基準日（以下「株主投票基準日」といいます。）として、当初評価期間の満了後であって株主確定に係る実務に照らして定めることのできる最も早い日を定めます。株主投票基準日は、その2週間前までに公告するものとしたします。

当社取締役会は、当初評価期間の満了までに、大規模買付対抗措置の発動につき、株主意思確認手続に付するか否か及び株主意思確認手続に付する場合の方法を決定し、大規模買付者に通知するものとしたします。

株主意思確認手続は、株主の皆様の書面による投票（以下「書面投票」といいます。）又は株主意思確認手続のために開催される総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）における投票により行います。株主意思確認手続において投票権を行使することのできる株主は、株主投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、各株主は、株式に係る議決権1個につき1個の投票権を有するものとしたします。

書面投票による場合は、当社は、書面投票日の3週間前までに、株主投票基準日現在の株主に対し、投票すべき議案、投票日（以下「書面投票日」といいます。）、書面投票日までに投票用紙が当社に到達すべき旨その他当社取締役会が定める事項を記載又は添付した投票用紙を、発送するものとしたします。

株主意思確認総会における投票による場合は、株主意思確認総会の招集手続及び投票権の行使の方法は、法令及び当社定款に基づく株主総会の招集手続及びこれらにおける議決権行使方法に準じるものとしたします。

なお、株主意思確認手続中であっても、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合は、当社取締役会は、いつでも株主意思確認手続を中止し、前記(3)①の手続に従って適切な大規模買付対抗措置を発動することができます。

4. 本施策の有効期間並びに廃止及び変更

本施策は、平成24年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会（平成24年5月25日開催予定）において議案として諮り、出席株主の皆様の過半数の賛成を得ることを停止条件として導入いたします。また、有効期間は平成26年5月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までといたします。

そして、本施策の有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を随時見直し、臨時株主総会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものといたします。

第3 本施策の合理性について

1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記第1に述べたとおり、本施策は、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件及び内容を予め設定するものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、前記第2に述べた大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

2. 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記第2において具体的かつ明確に示したところであり、株主の皆様、投資家及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

3. 株主の皆様の意思の反映

(1) 前記第2の4.に述べたとおり、本施策は、平成24年5月25日開催予定の定時株主総会に議案として提出し、出席株主の皆様の過半数の賛成を得ることを停止条件として導入いたします。また、その有効期間は、平成26年開催予定の定時株主総会終結の時までとされております。そして、有効期間満了前であっても、臨時株主総会の決議又は株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議によって、廃止又は変更することができます。

したがって、本施策の継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会における株主の皆様の意思が反映されるものと考えます。

(2) また、前記第2の3.のとおり、本施策においては、前記第2の3.(2)①のような客観的な要件によらずに大規模買付対抗措置を発動する場合には、株主意思を最大限反映させるため、株主総会の手続に準じた株主意思確認手続において株主の皆様の賛同を得るものとしたしております。

したがって、本施策における大規模買付対抗措置の発動の是非の判断には、必要に応じて株主の皆様の意思が適切に反映されるものと考えます。

4. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記第2の3.(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記第2の3.(3)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

5. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記第2の4.の「本施策の有効期間並びに廃止及び変更」に記載したとおり、本施策は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができますので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本施策は

スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

第4 本施策が株主の皆様及び投資家に及ぼす影響について

1. 大規模買付ルールが株主の皆様及び投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、当該ルールの導入時点で新株予約権その他の株券等を発行するものではないので、当該時点において株主の皆様及び投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主の皆様をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主の皆様及び投資家におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

2. 大規模買付対抗措置の発動が株主の皆様及び投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の皆様の法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられますので、名義書換未了の株主様には、当該基準日までに名義書換を完了していただく必要があります。また、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。係る手続を行わない場合は、当該株主様の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取

得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭を払込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、係る株主の皆様には、別途、当該大規模買付行為に係る特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

別紙

新株予約権の募集事項の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件
当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当ててゐる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 割当てゐる新株予約権の総数
割当てゐる新株予約権の総数は、1,400,000個を上限として、取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当てゐる新株予約権の総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 新株予約権の払込金額
無償とする。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと（ただし、本施策の当初導入時に既に議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者による行使は当社取締役会決議により認めることができる。）等を行使条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
9. 新株予約権証券
新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

平成23年12月21日をもって辞任により取締役を退任された大橋康宏氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その金額、時期及び方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
おお 橋 康 宏 お 大 はし やす ひろ	平成8年11月 当社取締役
	平成13年3月 当社代表取締役
	平成23年5月 当社取締役
	平成23年12月 当社取締役退任

第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって辞任により監査役を退任されます西川豊氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その金額、時期及び方法等につきましては、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
にし かわ ゆたか 西 川 豊	平成9年5月 当社監査役 現在に至る

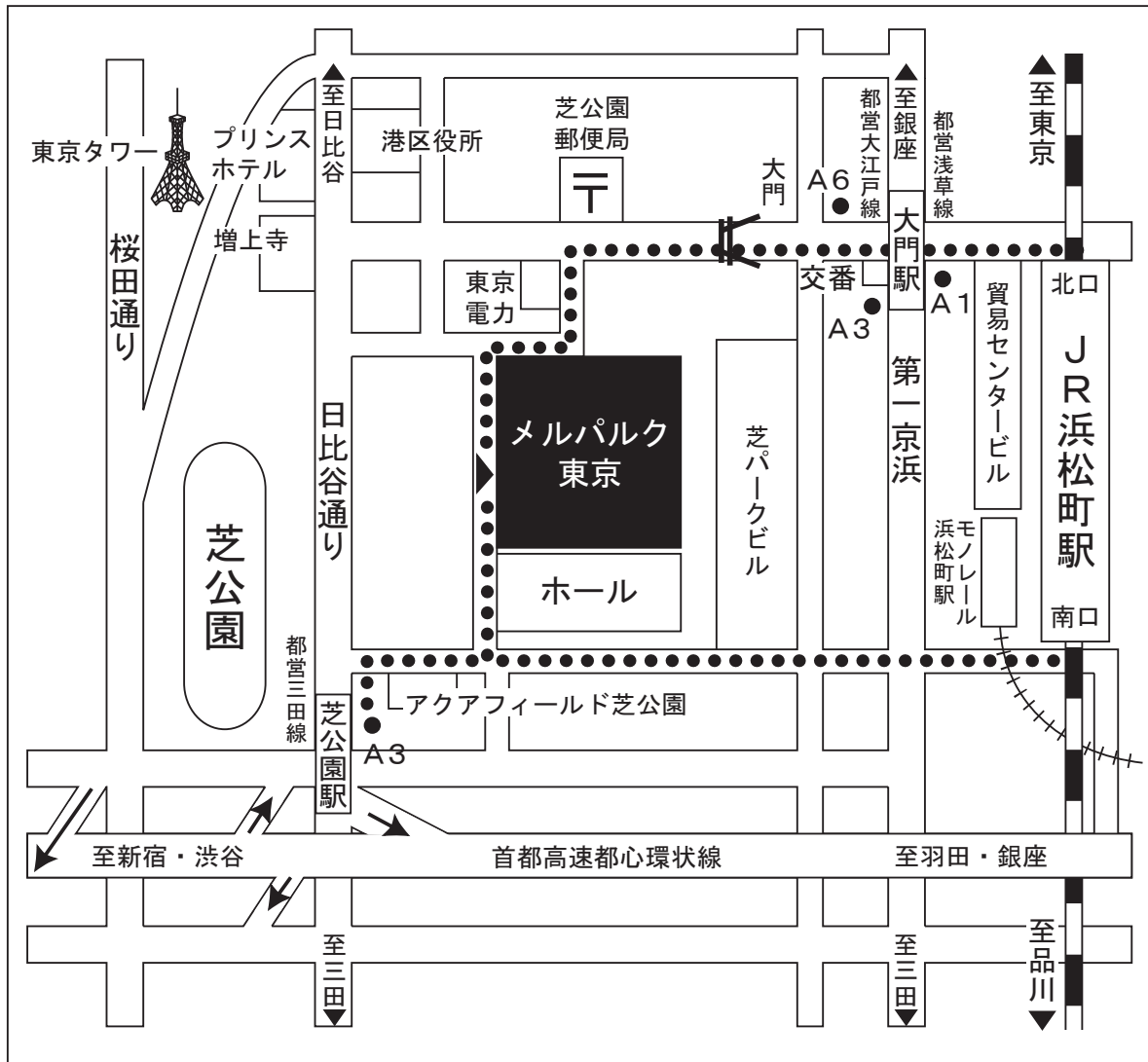
以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

〒105-8582 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 5階 瑞雲の間



会場まで

● J R

浜松町駅（北口）又は（南口）S 5 階段「金杉橋方面」から徒歩 8 分

● モノレール

浜松町駅（北口）から徒歩 8 分

● 地下鉄

芝公園駅（都営三田線）A 3 出口から徒歩 2 分

大門駅（都営浅草線、都営大江戸線）A 3 出口から徒歩 4 分

A 6 出口から徒歩 4 分

A 1 出口から徒歩 5 分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。